

新型コロナウイルス感染症にかかった時は…

別紙、「新型コロナウイルス感染症における療養報告書の提出について」（群馬県医師会・群馬県教育委員会発行）にありますように、今後、新型コロナウイルス感染症にかかった場合は、インフルエンザと同じように、「療養報告書」を提出いただくことになりました。再登校までの流れが以下のようになりますので、よくご確認いただき、対応をお願いします。



コロナかも？

おうちの方へ

かかりつけ医等に電話して相談

自己検査 新型コロナ検査キット
*薬事承認されているものを使用する

新型コロナウイルス
感染症だね



受診・診断

新型コロナウイルス感染症と診断されたら…
以下の2点を医師に確認する。

・「発症日」 ・「登校可能予定日」

自己検査で陽性が出たら…

家庭で療養

- ①「新型コロナウイルス感染症療養報告書」を以下のいずれかの方法で受け取る。
 - ・学校に取りに来る
 - ・学校のHPからダウンロードする
- ②「新型コロナウイルス感染症療養報告書」に医師から聞いた「**発症日**」を記入。

自己検査の場合は症状が出た日
(無症状の場合は「**検体採取日**」)を記入。
- ③定期的に検温と健康観察を行い「**症状軽快日**」を記入。
- ④「**出席停止の基準**」を満たしたら、「**登校再開日**」を記入し報告書をもって登校する。

保護者が記入 (医療機関へは行かない)

できるだけ早く
学校へ
連絡

発症日
登校可能予定日

検体採取日



医師の「登校可能予定日」になっても症状が軽快していない場合は、「出席停止の基準」が満たされていないこととなりますので、引き続き健康観察を続けていただくこととなります。

*「出席停止の基準」は裏面参照

出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第19条）

○ 新型コロナウイルス感染症 「発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快した後1日を経過するまで」

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
例 1	発症日/ 検体採取日		症状軽快				登校	
例 2					症状軽快		登校	
例 3							症状軽快	登校

【留意事項】

- ・発症日（無症状の場合は検体採取日）を0日目とする。
- ・発症日とは、一般的には、発熱、咳、咽頭痛、鼻水などの症状が出始めた日。受診した場合には、医師が発症日を特定する。
- ・症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること。
- ・登校再開には、「発症した後5日」かつ、「症状軽快した後1日」の両方の基準を満たす必要がある。
- ・新型コロナウイルス感染症とインフルエンザに同時感染した場合は、両方の出席停止期間の基準を満たすこと。

<インフルエンザの出席停止期間の基準>

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。

療養報告書

令和 年 月 日

保護者 様

新型コロナウイルス感染症による出席停止の通知書

甘楽町立小幡小学校
校長 氏

学校感染症に罹患している場合、学校保健安全法第19条の規定により出席停止となります。新型コロナウイルス感染症による出席停止期間の基準は次のとおりです。

<新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準>
発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快した後1日を経過するまで。

新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。回復後、登校再開にあたっては、保護者が「新型コロナウイルス感染症における療養報告書」を記入し、学校へ提出をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザに同時感染した場合は、両方の出席停止期間の基準を満たす必要があります。

※以下保護者記入

学校長 様

新型コロナウイルス感染症における療養報告書

年 月 日 保護者 氏名

1 受 診 <small>（※この枠外の欄には記入不要）</small>	(1) 診 断 日	令和 年 月 日
	(2) 医 療 科 別 名	
2 療 養	(1) 発 症 日 (※1) <small>（無症状の場合は検体採取日）</small>	令和 年 月 日
	(2) 症 状 軽 快 日 (※2) <small>（無症状の場合は記入不要）</small>	令和 年 月 日
	(3) 登 校 再 開 日 (※3)	令和 年 月 日

※1 発症日とは、一般的には、発熱、咳、咽頭痛、鼻水などの症状が出始めた日。受診した場合には、医師が発症日を特定する。

※2 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること。

※3 登校再開日は、発症日（無症状の場合は検体採取日）を0日目とし、そこから経過後5日を経過し、かつ、症状軽快日を0日目として1日を経過していること。

※ 新型コロナウイルス感染症とインフルエンザに同時に感染した場合は、両方の出席停止基準を満たすこと。
（インフルエンザの出席停止期間の基準：発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで）

令和 年 月 日 保護者 氏名